

第171号

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー 6月調査結果から

＜消費生活関連・食品の品質表示関連＞

注意喚起情報！

朝10時から
夜9時半まで家
を売るよう勧誘
され、強引に契
約させられた

(80歳代)

「このマンション
は10年後には取り
壊される」という
嘘の説明を信じて、
相場より安く契約
してしまった

(70歳代)

強引に売却させ
られ解約するなら
900万円支払うよ
うにと言われた

(80歳代)

自宅の売却
トラブルに注意

きっかけは、業者からの
DMやチラシ、電話勧誘、
訪問など。

「強引に勧誘され安価で自宅
を売却する契約をしてしまっ
た。」「解約したいと申し出
たら違約金を請求された。」
といった相談が寄せられてい
ます。

宅地建物取引業法で定められ
ているクーリング・オフは、
売主が宅建業者であることが
要件となっています。また、
消費者が不動産を売却する場
合も対象外です。

なるべく1人で対応しないよ
うにし、希望しない場合は「売
る気はありません」と、きっぱ
り断りましょう。



自宅を不動産業者に売却した場合、
クーリング・オフはできません



わからないことがあれば、解決する
まで契約しないようにしましょう



勧誘が迷惑だと思ったら、
きっぱり断りましょう

売る気は
ありません



不安に思った場合は、消費者ホットライン「188」へ！



国民生活センター (2021年6月24日公表)

(参考：国民生活センターHP)

消費生活関連

6月中に10名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・保険の新しいパンフレットを送りたいと言われたが, 断った。
- ・「管内の皆様には電気料金プランのご案内です。」といった内容の音声ガイダンスが流れたので, すぐに切った。
- ・安価で疲労回復に効く等, 栄養ドリンクを案内する内容だったが, よく聞き取れなかった。
- ・太陽光パネルを付けている家庭への蓄電池設置の案内があったが, 価格が高いため「検討していない。」と言って断った。

訪問販売

- ・葬祭業者が自宅に入会の勧誘に来たが, 「いらない。」と言って断った。

その他

- ・スマホを解約するため, 店舗で解約の清算見積もりを出してもらった。今月の利用料が高かったため, ネット等で調べたところ, これまで適用されていた割引サービスが解約月には適用しないことがわかった。店からは, 割引が適用されないとの説明はなかった。
- ・コロナ禍で規制されていた農産物, 畜産物, 加工品などの食品の移動販売が6月から再開した。
- ・メールによる様々な勧誘が多い。

消費生活相談員からのコメント

「一方的に送り付けられた商品」の扱いについて, 特定商取引法ではこれまで「送りつけがあった日から事業者による引き取りがないまま14日間を経過したときは, 商品を自由に処分してかまわない」と規定されていました。

今回, 法改正により, 令和3年7月6日以降は「一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能」という規定となり, 消費者庁から周知のためのチラシが公表されました。消費生活相談の現場では「送り付けだと思っていたら家族からの贈り物だった。」「パッケージに通販会社のロゴが入っていなかったため, 自分が注文した物だと気づけなかった。」などの報告を受けることがよくあります。「送り付け商法だろうか」と思ったとしても, 誰かからの贈り物の可能性はないか, 本当に家族や自分が購入した商品ではないのか, よく確認してみることが大切です。

特定商取引法が改正されました

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

令和3年7月6日以降

一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に!!



一方的な送り付け行為への対応3箇条

その1：商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

その2：事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。

その3：誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。

対応に困ったら、消費者ホットライン188へ相談しましょう。

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」に御相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188



食品の品質表示

6 月中に10名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈6 月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	キャベツ	名称・産地	20	有	20
					無	0
	さくらんぼ		19	有	19	
				無	0	
	水産物	魚	名称・産地	20	有	20
					無	0
畜産物	豚肉		20	有	20	
				無	0	
加工食品		油揚げ	名称・原材料名・内容 量・賞味期限・保存方 法・製造者(販売者)名・ 製造者(販売者)住所	10	有	10
					無	0

◆報告

- ・さくらんぼが店頭になかった。
- ・大根を購入したところ、中心部が黒みを帯びていた。
後日、大根売り場に「ホウ素欠乏による青あざ症」の説明がしてあり、次回から安心して購入できた。
- ・油揚げの原材料の項目に、丸大豆(米国、日本)と記載されていたが、「遺伝子組換えでない」との記載はなかった。



消費生活相談員のコメント

分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はありません。ただし、任意で「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることができます。

遺伝子組換えに関する任意表示制度について、情報が正確に伝わるように改正されます。改正後の食品表示基準は 2023 年4月1日に施行されます。

～消費者庁 知っていますか？遺伝子組換え表示制度より抜粋～

～編集後記～

新型コロナワクチンに便乗した詐欺にご注意ください。「ワクチン接種の優先順位を上げる。」「余ったワクチンを案内している。」「ワクチンを有料で接種しないか。」「ワクチン接種のために個人情報が必要。」といった不審なメールや電話に関する相談が寄せられています。ワクチン接種に関連して金銭や個人情報を求められても応じないでください。少しでも「おかしいな。」「怪しいな。」と思ったら、不安を感じた場合は相談しましょう。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)

新型コロナワクチン詐欺に関する注意喚起

行政機関等をかたった
“なりすまし”にご注意

ワクチン接種は無料です！

接種を受ける際の費用は全額公費です

＜消費生活センターへ寄せられた事例＞

➤ 金銭を支払えば、優先的にワクチンが受けられると電話があった。お金は後で戻ってくるというが、不審。

電話・メールで個人情報
を求めることはありません！

市区町村から「接種券」「接種のお知らせ」が届きます

＜消費生活センターへ寄せられた事例＞

➤ 市役所を名乗り、「新型コロナワクチン接種券を送るので家族の人数を教えてください」という電話があった。

国民生活センター
新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン
0120-797-188

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
0120-761770

消費者ホットライン(局番なし)
188

※最寄りの消費生活センター等
消費生活相談窓口へつながります。

警察相談専用電話
#9110

消費生活ウォッチャー188
イメージキャラクター「イセヤマン」

